

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 募集要項等に係る新旧対照表

平成29年3月31日に公表した「(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業」の募集要項等を次のとおり修正します。

NO	資料名	該当箇所(修正前)								修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	その他		
1	募集要項	用語								【大規模修繕】:(建築)建物の位置側面	【大規模修繕】:(建築)建物の二側面
2	募集要項	6	2							11 事業に関連する法令等の遵守	9 事業に関連する法令等の遵守
3	募集要項	8	3	2	1	⑦				審査員	委員
4	募集要項	10	3	2	3					応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員、協力会社又はその他企業として参加できないものとします。	応募グループの構成員及び、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の応募グループの構成員、協力会社又はその他企業として参加できないものとします。
5	募集要項	10	3	2	4					優先交渉権者決定前までに	優先交渉権者決定前に
6	募集要項	13	4	3	2					審査員	委員
7	募集要項	13	4	3	2					優先交渉権者決定前までに	優先交渉権者決定前に
8	募集要項	13	4	3	3	①				審査員	委員
9	募集要項	13	4	3	3	②				募集要項に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認	提出された提案価格のうち市が支払うサービス購入料の価格が予定価格を超えていないことの確認
10	募集要項	15	5	1	2					本事業の実施のみを目的とする	MICE事業の実施のみを目的とする
11	募集要項	15	5	1	2					仮契約締結前までに	仮契約締結前に
12	募集要項	17	7							追記	3 融資金融機関との協議 市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者による本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがあります。直接協定においては、概ね次の事項を定めることとします。 ① 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項 ② 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を執行する際の市との協議に関する事項 ③ 市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
13	要求水準書	6	3	1	5	①				長崎駅周辺エリアデザイン指針に基づき、	長崎駅周辺エリアデザイン指針、環長崎港夜間景観向上基本計画等に基づき、
14	要求水準書	10	3	4	2	①				床はフローリング仕様程度	床は原則としてフローリング仕様程度
15	要求水準書	24	3	6	4	①、③				構造:構造一級建築士	構造:構造設計一級建築士
16	要求水準書	24	3	6	4	②	イ			管理技術者	監理技術者
17	要求水準書	24	3	6	4	③				設計業務の技術上の管理を行う技術者	監理業務の技術上の管理を行う技術者
18	要求水準書	24	3	6	4	③	イ			監理技術者	管理技術者
19	要求水準書	35	6	1	1					地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として維持管理・運営期間にわたり指定することを予定している。	地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として事業期間終了時まで指定することを予定している。
20	要求水準書	35	6	1	1					また、「指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成17年条例第52号)」に基づき、公の施設である本施設の設置及びその管理に関する事項並びに指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を平成33年6月市議会にて条例で定める予定である。指定管理者の指定は、平成33年9月市議会で議決を得る予定である。	また、公の施設である本施設の設置及びその管理に関する事項並びに指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を条例で定め、指定管理者の指定は、指定管理者として実施することが必要な業務が開始されるまでに市議会で議決を得る予定である。
21	選定基準	5	4	1	1					提出された提案価格が予定価格を超えていないこと、	提出された提案価格のうち市が支払うサービス購入料の価格が予定価格を超えていないこと、
22	選定基準	5	4	1	2	①				提出された提案価格が予定価格を超えていないことを確認	提出された提案価格のうち市が支払うサービス購入料の価格が予定価格を超えていないことを確認
23	選定基準	8	4	2	1	①				■事業宇全体計画	■事業全体計画
24	MICE事業基本協定書	1	2	1	10					甲と民間収益事業者との間で締結される契約をいう。	甲と民間収益事業者との間で締結される契約を個別に、又は総称していう。

NO	資料名	該当箇所(修正前)							修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
25	MICE事業基本協定書	1	2	1	11				平成29年3月●日に公表された	平成29年3月31日に公表された
26	MICE事業基本協定書	1	2	1	18				甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する者をいう。	甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する者を個別に、又は総称していう。
27	MICE事業基本協定書	3	6	表題					(事業契約の締結)	(事業契約の締結等)
28	MICE事業基本協定書	4	6	1					追記	なお、MICE施設の竣工確認済書を乙に交付する前に定期借地権設定契約が締結されないことが明らかとなった場合又は乙ないし民間収益事業者の責めに帰すべき事由によりいずれか又は全ての定期借地権設定契約が解除された場合には、甲は、事業契約についても締結しない又は解除できるものとし、これによって甲は何ら責任を負担しない。ただし、乙に対するMICE施設の竣工確認済書の交付後においては、甲は、事業契約の解除を理由として定期借地権設定契約を解除できないものとする。
29	MICE事業基本協定書	5	6	8	5				構成員、協力会社又はその他企業が、	本事業の事業者募集手続に関し、構成員、協力会社又はその他企業が、
30	MICE事業基本協定書	5	6	9					なお、事業契約は甲の議会の議決をもって成立するものとする。	なお、事業契約は甲の議会の議決をもって効力を生じるものとする。
31	MICE事業基本協定書	5	9	1					追記	また、この場合、甲は何ら責任を負うものではない。
32	MICE事業基本協定書	6	9	3					乙又は民間収益事業者の責めに帰すべき事由により、定期借地権設定契約の締結に至らなかった場合は、民間収益事業を実施する代替事業者を確保するよう努めるものとする。	乙又はMICE事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、MICE事業を実施する代替事業者を確保するよう努めるものとする。
33	MICE事業基本協定書	6	10	1					乙のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、	代表企業、構成員及び協力企業のうち同条同項各号の該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、
34	MICE事業基本協定書	6	10	2					同一の事実につき同条同項の複数の号に該当した場合でも	同一の事実につき第6条第8項の複数の号に該当した場合又は民間収益事業基本協定書第6条第8項各号に該当し、民間収益事業基本協定書第10条第1項に規定する違約金の支払いがなされた場合において
35	MICE事業基本協定書	9							追記	構成員の項目を追加
36	MICE事業基本協定書	10		5					前項記載の議決権保有比率	第3項記載の議決権保有比率
37	事業契約書	目次							第8	第8条
38	事業契約書	前文							PFI法第12条	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)第12条
39	事業契約書	2	5	2	2				引渡日の翌日から維持管理及び運営・MICE誘致業務終了日まで	引渡日の翌日から維持管理業務及び運営・MICE誘致業務終了日まで
40	事業契約書	5	16	1					(仮称)長崎市交流拠点施設運営・整備事業基本計画協定	(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業基本計画協定
41	事業契約書	5	16	6					乙はこれに従わなければならない。	乙は合理的な範囲でこれに従わなければならない。
42	事業契約書	6	19	2					本件土地又は本件施設の瑕疵	本件土地の障害
43	事業契約書	6	19	3					第1項又は第2項に基づく変更起因する設計、本件工事、工事監理及び維持管理に係る乙の費用が増加したときは、当該変更が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは、サービス対価につき当該費用相当額を減額する。	第1項の法令制度の新設又は改正等に基づき、設計、本件工事、工事監理及び維持管理に係る乙の費用が増加したときは、第99条第2項による負担割合とする。
44	事業契約書	6	19						追記	4 第2項の場合のうち、本件土地についての土壌汚染に基づく設計、本件工事、工事監理及び維持管理に係る追加費用については、乙の負担とし、地中障害物等に起因するこれら業務の合理的な追加費用は甲の負担とする。但し、土壌汚染を起因とするこれら業務の追加費用のうち、甲が募集要項等において示していた土壌汚染に関する情報と本件土地の状況との間に著しい相違があり、かつ、その相違について甲に故意又は重過失がある場合は、甲は合理的な範囲においてこれを負担する。これらの場合において、乙は追加費用又は損害の発生原因事実及び追加費用又は損害の内容を明らかにして、これらを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
45	事業契約書	8	22	6					甲が募集要項及びその添付書類(要求水準書を含む)において示していた	甲が募集要項等において示していた以外の障害(地中障害物等を含む。)がある等

NO	資料名	該当箇所(修正前)								修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	その他		
46	事業契約書	8	22	7						前項後段の場合、甲は、合理的な範囲で追加的費用又は損害を負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は追加費用又は損害の発生原因事実及び追加費用又は損害の内容及びこれらを証する書類を添えて甲に請求するものとする。	前項の場合における追加費用又は損害のうち、土壌汚染を起因とする追加費用又は損害については乙の負担とし、それ以外の障害を起因とする追加費用又は損害については合理的な範囲において甲の負担とする。但し、土壌汚染を起因とする追加費用又は損害についても、著しい相違が甲の故意又は重過失により生じた場合には、甲は合理的な範囲において追加費用又は損害を負担する。これらの場合において、乙は追加費用又は損害の発生原因事実及び追加費用又は損害の内容を明らかにして、これらを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
47	事業契約書	8	22	8						第6項後段の場合	第6項の場合
48	事業契約書	12	36	1						(甲と乙の打合せの結果を含む。以下同じ。)	(甲と乙の打合せの結果、書面により合意された事項を含む。以下同じ。)
49	事業契約書	13	37	3						事業者提案、設計図書	事業者提案、基本設計説明書、設計図書
50	事業契約書	14	40	3						甲に対して、本件施設に、竣工検査の結果に	甲に対して、竣工検査の結果に
51	事業契約書	16	49	3						甲の責めに帰すべき事由、又は甲が本事業の入札手続において提供した本件土地に関する資料において明示されていない本件土地の瑕疵に起因して、	甲の責めに帰すべき事由に起因して、
52	事業契約書	16	49	3						但し、土壌汚染調査は実施済みであり、甲の調査結果を基にして乙の負担で責任を持って実施すること。	削除
53	事業契約書	16	49							追記	5 前2項の規定に関わらず、本件土地の障害に起因して本件施設の引渡しが遅延する場合において、その障害が、甲が募集要項等において示していた土壌汚染に関する情報について著しい相違があった場合で甲に故意又は重過失があるとき又は地中障害物等であるときは、甲は当該遅延への対応に要する乙の合理的な増加費用を負担しなければならない。これらの場合において、乙は増加費用又は損害の発生原因事実及び増加費用又は損害の内容を明らかにして、これらを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
54	事業契約書	17	50	5						本件施設に第48条による	第48条による
55	事業契約書	17	51	3						実施する。	実施し、本件施設利用に係る利用料金を収受する。
56	事業契約書	19	57	1						自己の責任及び費用において	自己の責任において
57	事業契約書	19	57	2						指名その他必要な事項	氏名その他必要な事項
58	事業契約書	20	60	4						維持管理及び運営・MICE誘致業務期間に支払予定のサービス対価の年額	提案された維持管理費及び運営・MICE誘致業務費(開業準備費を除く)の年額相当額
59	事業契約書	20	60	6						本件施設の引渡しが遅延したことにより、維持管理及び運営・MICE誘致業務開始日が維持管理及び運営・MICE誘致業務開始予定日より遅延した場合は、第49条第1項の規定に基づき提出された対応計画に記載された維持管理及び運営・MICE誘致業務開始予定日より遅延した場合に本条を適用する。	本件施設の引渡しが遅延し、第49条第1項の規定に基づき提出された対応計画に記載された維持管理業務及び運営・MICE誘致業務開始予定日より遅延した場合は本条を適用する。
60	事業契約書	23	70	1						[無償で]	無償で
61	事業契約書	25	75	3						MICE事業と民間収益事業との間の費用分担等	MICE事業と民間収益事業との間の調整・連携に関して要する費用分担等
62	事業契約書	32	87	表題						(乙の債務不履行による契約解除)	(乙の債務不履行等による契約解除)
63	事業契約書	32	87	1						甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に通知することにより、本契約の全部を解除することができる。	甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
64	事業契約書	32	87	1	4					第113条の計算書類等	第112条の計算書類等
65	事業契約書	32	87	1	8					乙が3事業年度続けて	乙が5事業年度続けて
66	事業契約書	32	87	1	9					乙が毎事業年度末までに納付金を支払わず	乙が定められた期限までに支払うべき納付金を支払わず
67	事業契約書	32	87	1						追記	(10) 乙を本件施設の指定管理者とする指定が地方自治法第244条の2第1項により取り消されたとき
68	事業契約書	32	87	1	8					(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき	(11) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めたとき

NO	資料名	該当箇所(修正前)							修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
69	事業契約書	33	89						追記	2 甲は、本件施設の竣工確認済書を乙に交付する前に、乙ないし民間収益事業者の責めに帰すべき事由により、民間収益事業に関して民間収益事業者と締結した(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業定期借地権設定契約のいずれか又は全てを解除した場合は、本契約を解除できるものとする。ただし、乙に対する本件施設の竣工確認済書の交付後においては、甲は、上記定期借地権設定契約の解除を理由として本契約を解除できないものとする。
70	事業契約書	33	90	1					第87条	第87条及び前条第2項
71	事業契約書	34	91	1					の出来形部分を確認の上、	の出来形部分につき利用価値を認め甲がこれを利用する場合にはその出来形を確認の上、
72	事業契約書	34	91	2					乙の負担とする。	乙の負担とする。但し、本契約が第88条又は第89条第1項に基づき解除された場合は、この限りではない。
73	事業契約書	34	91	4					乙は、本件施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件土地に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(設計協力会社若しくは建設協力会社又は第12条若しくは第30条の規定により設計協力会社若しくは建設協力会社から建設業務の一部を委任され若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。	乙は、本件施設の引渡前に本契約が解除された場合において、本件土地に、甲が引渡を受けなかった出来形、乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(設計協力会社若しくは建設協力会社又は第12条若しくは第30条の規定により設計協力会社若しくは建設協力会社から建設業務の一部を委任され、若しくは請け負った者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。但し、本契約が第88条又は第89条第1項に基づき解除された場合は、乙が当該物件の撤去、土地の修復、取り付けに要する合理的な費用は甲の負担とする。
74	事業契約書	34	91	5					また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。	また、第88条又は第89条第1項に基づく本契約の解除の場合を除き、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
75	事業契約書	36	95	1					引渡し又は又は第92条	引渡し又は第92条
76	事業契約書	37	97	1					前条に定める場合のほか	本契約に別段の定めがある場合のほか
77	事業契約書	37	97	2					本契約に別段の定めがある場合を除き	本契約に別段の定めがある場合のほか
78	事業契約書	42							追記	(乙による契約解除協議の申し入れ) 第116条 乙は、経営環境の変化等のために長期に渡り著しく乙の経営状況が悪化し、改善の見込みが立たない場合には、甲に対し、本契約の解除に関する協議を申し入れることができる。
79	事業契約書	43							消費税及び地方消費税	消費税額及び地方消費税額
80	事業契約書	44		1					「各事業年度に関し、別紙●の計算式により算出された額が負の値になること」をいう。	各事業年度の経常利益が負の値になることをいう。
81	事業契約書	44		2					「維持管理協力会社」	「維持管理業務協力会社」 ※本文中の関連箇所を合わせて修正。
82	事業契約書	44		3					「維持管理協力会社等」	「維持管理業務協力会社等」 ※本文中の関連箇所を合わせて修正。
83	事業契約書	44		4					「維持管理及び運営・MICE誘致業務開始日」	「維持管理業務及び運営・MICE誘致業務開始日」 ※本文中の関連箇所を合わせて修正。
84	事業契約書	44		5					「維持管理及び運営・MICE誘致業務開始予定日」	「維持管理業務及び運営・MICE誘致業務開始予定日」 ※本文中の関連箇所を合わせて修正。
85	事業契約書	44		6					「維持管理及び運営・MICE誘致業務期間」	「維持管理業務及び運営・MICE誘致業務期間」 ※本文中の関連箇所を合わせて修正。
86	事業契約書	44		8					「維持管理及び運営・MICE誘致業務終了日」	「維持管理業務及び運営・MICE誘致業務終了日」 ※本文中の関連箇所を合わせて修正。
87	事業契約書	45		22					22.「保争調整会議」とは、……	削除
88	事業契約書	48		64					64 甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する●●をいう。	63 甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する●●及び●●をいう。
89	事業契約書	57	1	2	2				対物賠償損害	対物損害賠償
90	事業契約書	58	2		2				対物賠償損害	対物損害賠償
91	事業契約書	67		4	7				(7)(8)(9)	(6)(7)(8)

NO	資料名	該当箇所(修正前)								修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	その他		
92	事業契約書	67		7	1					目的外施用	目的外使用
93	事業契約書	69		1		⑥				延期及び短縮	延長及び短縮
94	事業契約書	69		1		⑥				経常費	経常費用
95	事業契約書	69		2	2					合理的な範囲における当該損害に関しては、すべて乙の負担とする。ただし、乙が不可抗力により維持管理業務及び運営・MICE誘致業務等を継続できない場合は、甲及び乙において、その対応を協議するものとする。	提案された当該年度における維持管理費及び運営・MICE誘致業務費(開業準備費を除く)相当額の100分の1に至る金額までは乙が負担し、これを超える金額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち提案された当該年度における維持管理費及び運営・MICE誘致業務費(開業準備費を除く)相当額の100分の1を超える部分を甲の負担部分から控除する。
96	事業契約書	73	4	1						基本基本計画協定	本基本計画協定
97	事業契約書	73	4	2						事業契約又は市と民間収益事業者との間で締結された定期借地権設定契約が解除された場合	事業契約又は市と民間収益事業者との間で締結されたいずれかの定期借地権設定契約が解除された場合
98	民間収益事業基本協定書	1	1							甲との間で民間収益事業に係る定期借地権設定契約を締結せしめること、	甲との間で民間収益事業に係る全ての定期借地権設定契約を締結せしめること、
99	民間収益事業基本協定書	1	2	1	10					甲と民間収益事業者との間で締結される契約をいう。	甲と民間収益事業者との間で締結される契約を個別に、又は総称していう。
100	民間収益事業基本協定書	1	2	1	11					平成29年3月●日に公表された	平成29年3月31日に公表された
101	民間収益事業基本協定書	2	2	1	18					甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する者をいう。	甲との間で定期借地権設定契約を締結して民間収益施設を所有する者を個別に、又は総称していう。
102	民間収益事業基本協定書	2	4	1						乙は、定期借地権設定契約の締結日までに、	乙は、いずれかの定期借地権設定契約の締結日までに、
103	民間収益事業基本協定書	4	6	1						追記	なお、MICE施設の竣工確認済書を乙に交付する前に事業契約が締結されないことが明らかとなった場合又は乙ないしMICE事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が解除された場合には、甲は、いずれか又は全ての定期借地権設定契約についても締結しない又は解除できるものとし、これによって甲は何ら責任を負担しない。ただし、MICE施設の竣工確認済書の交付後においては、甲は、事業契約の解除を理由として定期借地権設定契約を解除できないものとする。
104	民間収益事業基本協定書	5	6	8	5					構成員、協力会社又はその他企業が、	本事業の事業者募集手続に關し、構成員、協力会社又はその他企業が、
105	民間収益事業基本協定書	6	9	1						追記	また、この場合、甲は何ら責任を負うものではない。
106	民間収益事業基本協定書	6	10	1						乙のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、	その他企業のうち同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者は連帯して、
107	民間収益事業基本協定書	6	10	2						同一の事実につき同条同項の複数の号に該当した場合でも	同一の事実につき第6条第8項の複数の号に該当した場合又は乙がMICE事業基本協定書第6条第8項各号に該当し、MICE事業基本協定書第10条第1項に規定する違約金の支払いがなされた場合において
108	民間収益事業基本協定書	10		5						前項記載の議決権保有比率	第3項記載の議決権保有比率
109	定借契約(合築)	鏡								定期借地権設定契約	定期借地権設定契約書
110	定借契約(合築)	目次								第28条(貸付期間終了後の取扱い)	第28条(本契約終了後の取扱い)
111	定借契約(合築)	1								平成29年3月●日に公表された	平成29年3月31日に公表された
112	定借契約(合築)	1	1							乙所有の民間収益施設の合築建物(以下「本合築施設」という。)の所有を目的として、	乙及び他の民間収益施設の合築建物(以下「本合築施設」という。)の所有者(以下「乙等」という。)による本合築施設の所有を目的として、
113	定借契約(合築)	1	1							甲及び乙	甲、乙等
114	定借契約(合築)	2	6	2						乙の事情により	乙の責めに帰すべき事由により
115	定借契約(合築)	2	7	表題						(区分所有権の成立及び借地の準共有)	(区分所有権の成立及び借地権の準共有)
116	定借契約(合築)	2	7	1						本合築施設を甲及び乙で区分所有するものとする。	本合築施設を甲、乙等で区分所有するものとする。

NO	資料名	該当箇所(修正前)								修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	その他		
117	定借契約(合築)	2	7	2						前項の場合、甲及び乙は、本合築施設にかかる甲及び乙各自の専有部分の床面積の割合に応じて、本件借地権を準共有するものとする(本件借地権の持分は、甲及び乙各自の専有部分の床面積の割合による。)	前項の場合、甲、乙等は、本合築施設にかかる甲、乙等各自の専有部分の床面積の割合に応じて、本件借地権を準共有するものとする(本件借地権の持分は、甲、乙等各自の専有部分の床面積の割合による。)
118	定借契約(合築)	7	26	2						甲がMICE施設の完工確認済書を交付する前にMICE事業の事業契約が解除されたときは、前項第4号ただし書きの規定の適用の有無にかかわらず、甲は、原則として本契約を解除するものとする。	甲がMICE施設の完工確認済書を交付する前にMICE事業の事業契約がMICE事業者の責めに帰すべき事由により解除されたとき若しくは締結されないことが明らかとなったとき、又は、甲と他の本合築施設の所有者との間の定期借地権設定契約が締結されないことが明らかとなったとき若しくは他の本合築施設の所有者の責めに帰すべき事由により当該定期借地権設定契約が解除されたときは、前項第4号ただし書きの規定の適用の有無にかかわらず、甲は、本契約を解除できるものとし、これによって甲は何ら責任を負わない。ただし、甲がMICE施設の完工確認済書を交付した後は、甲は、他の本合築施設の所有者との間の定期借地権設定契約の解除を理由として本契約を解除できないものとする。
119	定借契約(合築)	7	26	4						この場合において、退去に要する費用(入居者に対する補償も含む。)は全て乙の負担とする。	本契約の終了が甲の責めに帰すべき事由による場合において、退去に要する費用(入居者に対する補償も含む。)は甲の負担とし、それ以外の場合においては、退去に要する費用(入居者に対する補償も含む。)は全て乙の負担とする。
120	定借契約(合築)	8	26	6						追記	ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。
121	定借契約(合築)	8	26							追記	7 乙は、甲の責めに帰すべき事由により乙の民間収益事業の継続が困難となった場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。
122	定借契約(合築)	8	26							追記	8 乙は、事業契約が終了した時点以降において、民間収益事業について、経営環境の変化等のために長期に渡り著しく乙の経営状況が悪化し、改善の見込みが立たない場合には、甲に対し、1年以上の予告期間において本契約を解除することができる。
123	定借契約(合築)	8	28	表題						(貸付期間終了後の取扱い)	(本契約終了後の取扱い)
124	定借契約(合築)	8	28	3						ただし、第26条第5項(前項により準用される場合を含む。)の規定が適用されるときは、この限りでない。	ただし、第26条第5項(前項により準用される場合を含む。)の規定が適用されるとき又は本契約の終了が甲の責めに帰すべき事由に基づくときは、この限りでない。
125	定借契約(合築)	8	30	2						乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき本契約が解除された場合において損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。	乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき本契約が解除された場合又は甲の責めに帰すべき事由がある場合において損失又は損害が生じたときは、その補償又は賠償を請求することができる。
126	定借契約(別棟)	鏡								定期借地権設定契約	定期借地権設定契約書
127	定借契約(別棟)	目次								第27条(貸付期間終了後の取扱い)	第27条(本契約終了後の取扱い)
128	定借契約(別棟)	1								平成29年3月●日に公表された	平成29年3月31日に公表された
129	定借契約(別棟)	1	1							乙に貸し付け	乙及び他の民間収益施設の所有者(以下「乙等」という。)に貸し付け
130	定借契約(別棟)	1	1							、乙	、乙等
131	定借契約(別棟)	2	6	2						乙の事権により	乙の責めに帰すべき事由により
132	定借契約(別棟)	2								追記	(借地権の準共有) 第7条 乙等は、乙等による合築建物(以下「本合築施設」という。)においては、本合築施設にかかる乙等各自の専有部分の床面積の割合に応じて、本件借地権を準共有するものとする(本件借地権の持分は、乙等各自の専有部分の床面積の割合による。) ※以下、条番号は、修正後の番号とする。

NO	資料名	該当箇所(修正前)								修正前	修正後
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	その他		
133	定借契約(別棟)	7	24	2						甲がMICE施設の完工確認済書を交付する前にMICE事業の事業契約が解除されたときは、前項第4号ただし書きの規定の適用の有無にかかわらず、甲は、原則として本契約を解除するものとする。	甲がMICE施設の完工確認済書を交付する前にMICE事業の事業契約がMICE事業者の責めに帰すべき事由により解除されたとき若しくは締結されないことが明らかとなったとき、又は、甲と他の民間収益施設の所有者との間の定期借地権設定契約が締結されないことが明らかとなったとき若しくは他の民間収益施設の所有者の責めに帰すべき事由により当該定期借地権設定契約が解除されたときは、前項第4号ただし書きの規定の適用の有無にかかわらず、甲は、本契約を解除できるものとし、これによって甲は何ら責任を負わない。ただし、甲がMICE施設の完工確認済書を交付した後は、甲は、他の民間収益施設他の所有者との間の定期借地権設定契約の解除を理由として本契約を解除できないものとする。
134	定借契約(別棟)	7	24	4						この場合において、退去に要する費用(入居者に対する補償も含む。)は全て乙の負担とする。	本契約の終了が甲の責めに帰すべき事由による場合において、退去に要する費用(入居者に対する補償も含む。)は甲の負担とし、それ以外の場合においては、退去に要する費用(入居者に対する補償も含む。)は全て乙の負担とする。
135	定借契約(別棟)	7	24	6						追記	ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。
136	定借契約(別棟)	7	24							追記	7 乙は、甲の責めに帰すべき事由により乙の民間収益事業の継続が困難となった場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。
137	定借契約(別棟)	7	24							追記	8 乙は、事業契約が終了した時点以降において、民間収益事業について、経営環境の変化等のために長期に渡り著しく乙の経営状況が悪化し、改善の見込みが立たない場合には、甲に対し、1年以上の予告期間において本契約を解除することができる。
138	定借契約(別棟)	7	26	表題						(貸付期間終了後の取扱い)	(本契約終了後の取扱い)
139	定借契約(別棟)	8	27	3						ただし、第24条第5項(前項により準用される場合を含む。)の規定が適用されるときは、この限りでない。	ただし、第25条第5項(前項により準用される場合を含む。)の規定が適用されるとき又は本契約の終了が甲の責めに帰すべき事由に基づくときは、この限りでない。
140	定借契約(別棟)	8	28	2						乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき本契約が解除された場合において損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。	乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき本契約が解除された場合又は甲の責めに帰すべき事由がある場合において損失又は損害が生じたときは、その補償又は賠償を請求することができる。
141	様式集	1								追記	2-10 辞退届
142	様式集	3	7-5							追記	○全体計画、年間計画及び年次ごとの修繕費用
143	様式集	4	8-4,8-5							※想定する年間のMICE開催件数及び利用者数(様式8-5)、年間のMICE開催による長崎市への経済波及効果を示すこと。	※想定する年間のMICE開催件数及び利用者数(様式8-5)を示すこと。
144	様式集	5	11-3							※年間の想定集客数、長崎市への経済波及効果を示すこと。	※年間の想定集客数を示すこと。
145	様式集	6	12-3							※年間の想定集客数、長崎市への経済波及効果を示すこと。	※年間の想定集客数を示すこと。
146	様式集	10								■提案審査書類提出時(提出部数:15部(うち正本1部、うち副本14部))	■提案審査書類提出時(提出部数:21部(うち正本1部、副本20部))
147	様式	2-2								公募プロポーザル	公募型プロポーザル